

きたしんグッドパートナー 21

融・20

平成26年12月16日現在

商 品 名 (愛 称)	きたしんグッドパートナー 21
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下の条件を満たし当金庫が適当と認めた法人。 当金庫の営業地区内で同一事業を1年以上営んでいる法人。 群馬県信用保証協会の保証を受けられる法人。 当金庫の会員または会員となる資格を有する方。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 新規のお申込みについては現在お取り扱いしておりません（平成26年4月現在）。
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 運転資金
融資金額	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上3,000万円以内（10万円単位） ※1金融機関1企業当り上記金額の範囲で反復利用可とし、本保証に係る総額は他行利用分を含めて9,000万円以内です。 ※融資金額は月商（1年間または申込時直近6ヵ月平均）の2ヵ月以内です。 ※1企業に対する本件を含めた保証協会利用額は、2億8,000万円以内です。
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 5年以内（6ヵ月間元金据置期間のお取扱いも可能です）
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫所定の金利が適用されます（付利単位を1円とし、当金庫新長期プライムレートに連動し変動します）。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元金均等返済
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> 手数料は融資実行手数料1,080円（税込み）をいただきます。 群馬県信用保証協会に所定の保証料をお支払いいただきます。ただし、ご融資金額及び保証協会利用額により保証料は異なります。 保証料の詳細は、取扱店窓口にお問合わせ下さい。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

その他

- ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店へお問合せください。

北 群 馬 信 用 金 庫